身体的拘束を原則実施しない方針の院内体制について

身体的拘束は、患者の生活の自由を制限することであり、患者さまの尊厳ある生活を阻むものです。当病院は患者さまの尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、病院長・看護部長が中心となり身体的拘束を原則として行わない看護の実施に努めています。

1　身体的拘束の最小化に関する研修を年2回以上実施、入院患者さまにかかわる職員すべてが受講しています。

2　身体的拘束最小化チームにより身体的拘束に使用する用具が病棟外で一元管理しています。

3　身体的拘束最小化チームにより使用状況に基づく解除の提案がされています。

4　身体的拘束最小化チームによる巡回が月に1回行われ、病棟の職員と共に解除に向けた具体的な検討が行われています。

5　身体的拘束を行わずにケアするための用具の導入について職員が提案することができて導入することができる仕組みを整備しています。

6　身体的拘束を検討する可能性のある患者さまの入院を制限していません。

7　身体的拘束を検討する可能性がある患者さまに対し原則しない方針であること、身体的拘束をするリスク、しないリスクについて説明し意向を聴かせていただいています。

8　身体的拘束を原則しないために、誘因の検討や除去、生活リズムを整えるなど日常ケアを実施しています。

◇身体的拘束実施状況

期　　間:　　2026年7月　～　2026年9月

対象病棟:

病　棟　名	比　率
療 養 病 棟（5階）	0.0%
一 般 病 棟（4階）	0.0%
全　　体	0.0%

医療法人桂信会 羽原病院　　院長

身体的拘束最小化チーム